

広島市規則第36号

令和8年3月27日

広島市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市危険物規制規則の一部を改正する規則

広島市危険物規制規則（平成12年広島市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3章」の右に「（第11条の5第4項（法第12条第3項、第12条の2第3項、第12条の3第2項、第13条の24第2項、第14条の2第5項、第16条の3第6項及び第16条の6第2項において準用する場合を含む。））、第16条の3の2第3項及び第16条の5第3項を除く。次条において同じ。）」を加える。

第2条の見出し中「経由」の右に「及び提出部数」を加え、同条第1項中「法、」を「法第3章、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 省令に定めがある場合を除き、法第3章、政令及び省令の規定により市長又は消防長若しくは消防署長に提出する申請書及び届出書の提出部数は、2部とする。

第3条を次のように改める。

（仮貯蔵等承認手続）

第3条 消防長又は消防署長は、法第10条第1項ただし書の承認の申請に対し、承認をするときは所定の承認書を申請者に交付し、承認をしな

いときは所定の通知書により申請者に通知する。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。